都立農産高等学校　定時制課程　生活指導部

生　徒　心　得

1．身だしなみに関すること

① 頭髪について

着色・脱色・エクステ、過度なパーマは禁止とする。生活指導部が学期開始時、終了時など定期的に頭髪検査を行う。ただし、特別な理由がある場合には、担任に申し出ること。

② 装飾品について

ピアス、ネックレスなどの装飾品の着用の可否は、安全面や衛生面に配慮する観点から、教科担当の指導に従うこと。

2．学校生活に関すること

① 携帯電話，スマートフォンなどのデジタル活用端末について

・授業等で教員からの指示がある時は使用できる。その他、考査，給食などの時間や保健室で使用することを禁止する。

・廊下や階段で歩きながら電話をするなど周りに迷惑をかける行動はしない。

・「デジタル活用端末利用ルール」及び「ネットワークシステム利用ルール」を守ること。

② 早退および外出について

・授業時間に教室および授業場所を離れる場合は、必ず指導教員に許可を得ること。

・早退をする場合は必ず担任もしくは指導教員の許可を得ること。無断早退や中抜け、外出は認めない。

無断早退や中抜け、外出を繰り返す場合、担任指導，生活指導部指導、特別指導の対象となる。

※ 続きは裏面へ

③ その他

・上履き・体育館履きは学校指定の靴をはくこと。

・貴重品は教室内に放置せず、常に持ち歩くなど責任を持って管理すること。

・ロッカーには、学校貸与の鍵をつけること。

・全日制生徒の忘れ物を発見した場合は、教員に申し出ること。

3．登下校に関すること

原則として、徒歩もしくは公共交通機関（電車・バス）を使用すること。いかなる場合でも自動車通学、バイク通学は禁止とする。

自転車通学について

・「自転車通学申請書」を生活指導部に提出した場合のみ、自転車通学が認められる。

防犯登録及び個人賠償責任保険への加入がない場合、自転車通学を認めることができない。

・担当教員がライトとブレーキ及びヘルメットと合羽の点検を行い、規定のシールを配布する。

・規定のシールは、自転車のフレーム部分やフェンダー(泥除け)部分など目立つところに貼付する。

・自転車は学年ごとに指定された駐輪場に置くこと。学校前のアパートおよび玄関付近の駐輪は厳禁である。違反車両は撤去される場合がある。

・農場への移動に自転車を使わない。また、傘さしやイヤホン着用運転は道路交通法により禁止されている。